

答 申 書

(答申第22号)

平成30年6月29日

福井県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した個人情報の開示請求に対して、第2の2のとおり福井県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部開示決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成29年4月24日付けで、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、次の内容の個人情報開示請求を行った。

私のH29年度の再任用および再任用不採用に関する文書・情報のすべて
（臨時採用に関する書類も含む）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年5月15日付け学振第5553号による個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

〔本件処分の内容〕

| | 公文書の名称 | 文書No. | 決定内容 | 開示しない部分 | 開示しない理由 |
|---|-----------------------|--------|------|---|--|
| 1 | 再任用意見書（県立学校・行政機関勤務者用） | 対象公文書1 | 一部開示 | ・勤務実績・意欲等の校長または所属長意見（内申）の評価、特記事項、その他再任用に関して特記すべき事項・事情および総評 | 条例第15条第6号（事務執行情報） 個人の評価および選考に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、および人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため |
| 2 | 平成29年度再任用選考審査選考資料 | 対象公文書2 | 一部開示 | ・点検者の氏名および印影 ・審査請求人以外の受験者に関する情報 ・審査請求人の校長（所属長）評価、市町教育長（企画幹（学校教育））評価、評価点数および面接評価 | 条例第15条第2号（審査請求人以外の個人情報） 審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるため、または、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため 条例第15条第6号（事務執行情報） 個人の評価および選考に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、および人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため |

| | | | | | |
|---|--------------------------------|--------|-----|----|--|
| 3 | 平成29年度福井県公立学校再任用教職員選考審査自己申告書 | | 開示 | | |
| 4 | 平成29年度福井県公立学校再任用教職員採用選考の結果について | | 開示 | | |
| 5 | 臨時採用に関する書類 | 対象公文書3 | 非開示 | 全て | 開示請求に係る個人情報記録された公文書を作成し、または取得しておらず、開示請求に係る個人情報を保有していないため |

3 審査請求

審査請求人は、平成29年5月31日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年9月29日付け学振第5945号で、条例第39条第1項の規定により、福井県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、対象公文書1および対象公文書2のうち審査請求人のすべての個人情報の開示ならびに対象公文書3の再調査を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書、意見書および当審査会での意見聴取で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第15条第6号（事務執行情報）の該当性について

一部公開された対象公文書1は、黒塗りばかりで全く分からない。情報開示にならないので、審査請求人の個人情報の全てを開示するよう審査請求する。

対象公文書2については、実施機関がどのような理由で再任用不採用と判断したのか分からないので、選考資料のうち審査請求人の部分の全ての開示を求める。

審査請求人は、〇〇教員として最も優れた教師である事は自他ともに認めるところである。何故再雇用をしないのか大きな疑問と怒りを感じている。どの様な理由で採用しないのかを知る権利があり、理由を述べる責任が実施機関にはある。故に開示を求め、恣意的に成績がゆがめられていないかを調査したい。

再任用選考は、公開を前提に行わなければならない。新採用試験も高校入試も開示を行っている。実施機関は、評価に係る情報を開示すると、評定者が苦情等を危惧し、率直な評価が行えないというが、公開に耐えうる再任用選考制度であるべきで、限られたメンバーが非公開の中で決めてしまうことこそが問題である。

(2) 公文書の不存在について

対象公文書3が無いのは、大変疑問に感じる。再任用不採用後に臨時的任用をしようとして活動したのなら、資料はあると思われるので、再調査を求める。無いとするのなら、臨時的任用をしようとしなかったということであり、再任用も臨時的任用もしないでおこうとする実施機関側の意図を感じる。

臨時的任用の講師登録申請書は、セカンドライフセミナーの席で「県の教育に協力できる人は提出してください。」と説明があったので、強制ではないと判断し提出しておらず、平成29年4月中旬頃に臨時的任用に関する書類を提出したことを覚えている。

(3) その他の主張について

年金が65歳から支給されることに伴い、健康で働く意思を持つ者を再任用（臨時的任用）しないことは働く権利を奪うことであり、生きる権利にも関わる重大な人権問題であることから、実施機関は、定年を迎えた教員を、よほどの理由がない限り再任用する義務がある。

平成29年3月初旬に再任用不採用の書類を受理したが、不採用理由の記載はなく、臨時的任用講師の可能性があると記載されていたものの、結果的に連絡はなかった。

実施機関が不採用の理由も告げずに再任用も臨時的任用もしないため、情報公開を求めたが、ほとんど真っ黒の状態で、不採用理由が分からない。

不採用の理由として唯一思いつくことは、実施機関を相手取り裁判を行ったことである。実施機関と喧嘩したのではなく、間違いを正し、素晴らしい教育行政を行ってほしいため、裁判をしたが、今回の対応を見ると、何も学んでいないように見える。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第15条第6号（事務執行情報）の該当性について

対象公文書1は、再任用教職員選考時に受考者が勤務する学校長が作成したものである。このうち非開示とした「勤務実績・意欲等の校長または所属長の意見（内申）の評価」等には、学校長が再任用希望者の勤務状況等を評価した意見が具体的に記載されている。

対象公文書2は、再任用教職員選考事務のために、受考者の所属、希望校、審査結果等を一覧にしてまとめたものである。このうち非開示とした「校長（所属長）評価、市町教育長（企画幹（学校教育））評価」には、再任用希望者の勤務状況等について学校

長の評価内容が記載されている。また、「評価点数、面接評価」欄には、実施機関が受考者に対して行った面接審査において、面接員が観察し、評価を行った内容が記載されている。

これらの非開示部分は、いずれも開示されることを予定せずに記載されたものであり、このような評価に係る情報を開示することとなると、今後の再任用教職員選考事務において、評定者が苦情や圧力等が生ずることを危惧し、率直な評価、判断に基づく記載を避け、形骸化した当たり障りのない記載をすることとなることが想定される。その結果、再任用選考担当者に必要な情報が十分に伝わらなくなり、再任用選考に係る事務に関し公正な判断を行うことができなくなるおそれがある。

2 公文書の不存在について

審査請求人は、対象公文書3が存在するはずである旨主張する。しかし、一般に、臨時的任用講師の任用に当たっては、

ア 臨時任用を希望する者からの申請を受け、講師登録

イ 教員の欠員等があった場合に、講師登録された者の中から、所有免許状、希望勤務地域など条件に合う者に電話で打診

ウ 打診相手方からの内諾後、任用についての審査

の手順を踏んで進められ、このことは審査請求人も参加した退職予定者を対象としたセカンドライフセミナーにおいて講師登録申請書を配布し説明している。

臨時任用講師を希望する申請をした者が再任用選考に不採用になった場合についても、公文書「平成29年度福井県公立学校再任用教職員採用選考の結果について」に記載のとおり臨時的な任用を閉ざすものではなく、上記ア～ウの手順が執られる。

審査請求人については、アの申請がないことから、同人の臨時的任用に関する書類は何ら作成していない。したがって、対象公文書3は、存在しない。

平成28年12月に開催した退職者対象のセカンドライフセミナーで講師登録票を配付するとともに、講師等に登録するよう説明している。再任用選考の可否発表前にも、セカンドライフセミナーで配付した登録票を使って臨時的任用や非常勤の講師登録を既に行っている者もいるため、不採用になった者に対して、臨時的任用や非常勤講師の採用の可能性を否定しないことを伝えるため記載している。

3 その他の主張について

審査請求人は「審査請求の趣旨および理由」のほか、65歳からの年金支給に伴い、健康で働く意思を持つ者を再任用（臨時採用）しないことは、働く権利を奪う事であって生きる権利にも関わる重大な人権問題であること等を主張するが、本件の一部開示決定とは関係なく、上記判断を左右するものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、対象公文書1および対象公文書2については非開示部分が条例第15条第2号または同条第6号に掲げる非開示情報に該当することを理由に一部開示とし、対象公文書3については不存在とする内容の一部開示決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、対象公文書1および対象公文書2のうち本人に関するすべての個人情報の開示ならびに対象公文書3について再調査を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第15条第6号（事務執行情報）の該当性について

条例第15条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示情報として規定し、同号ロで「個人の評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を例示している。

「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査に基づき、特定の職業、地位等に就く適任者を選定することなどをいう。

再任用選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）により、従前の勤務実績等に基づく選考審査をしており、校種（小中学校、高等学校、特別支援学校）や勤務形態（フルタイム、短時間）ごとに募集を行っている。選考審査については、面接結果、勤務実績等により総合的に判断し、可否を決定している。面接は5段階、勤務実績は観点毎に3段階で評価し、それらを点数化し、可否の判断の基礎としている。

対象公文書1は、再任用教職員選考時に受考者が勤務する学校長が作成したものであり、非開示とした「校長または所属長意見（内申）」には、学校長が再任用希望者の勤務状況等を評価した意見が具体的に記載されている。

対象公文書2は、再任用教職員選考事務のために、受考者の所属、希望校、審査結果等を一覧にまとめたものであり、非開示とした「校長（所属長）評価」、「市町教育長（企画幹（学校教育））評価」には、再任用希望者の勤務状況等に係る学校長等の評価内容が、「面接評価」には、実施機関が受考者に対して行った面接審査において、面接員が観察し、評価を行った内容が記載されている。

これらの非開示とされた部分は、評定者が記載する評価・判断に係るものであり、このような評価・判断に係る情報が開示されることとなると、学校長や面接員等の評定者によっては、受考者から苦情等を受けることをあらかじめ危惧し、率直な評価、判断に基づく記載を避けようとする意思が働くことも想定され得る。それにより、記載内容の形骸化や画一化が生じ、受考者の勤務実績・意欲等の状況に関し、再任用選考担当者に必要な情報が十分に伝わらなくなり、結果として、再任用教職員に係る公正な選考が確保できなくなるおそれがあると認められる。

したがって、対象公文書1および対象公文書2のうち本人に関する情報が条例第15条第6号の非開示情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 公文書の不存在について

臨時的任用講師の任用は、臨時的任用を希望する者からの申請を受け、講師登録を行い、その後、教員の欠員等があった場合に、講師登録された者の中から、所有免許状、希望勤務地域など条件に合う者に電話で打診し、打診相手方からの内諾後、任用についての審査を行うという手順を踏んで進められる。

任用の審査手順については、審査請求人も参加した退職予定者を対象としたセカンドライフセミナーにおいて講師登録申請書を配付し説明している。

当審査会は、以上の実施機関の説明を踏まえて、条例第49条（調査権限）の規定に基づき、様々な角度から調査を実施したところ、審査請求人が再調査を求める公文書について、平成29年4月7日付けの「福井県公立学校講師等登録申込書（退職教職員用）」が実施機関に提出されていることが確認された。

実施機関からの聴取によれば、当該申込書は平成29年4月1日以降に提出されたものであるため、審査請求人が開示請求した平成29年度の「臨時採用に関する書類」には該当しないという判断により、対象公文書は不存在とする決定を行ったものである。

また、当該申込書を踏まえた審査請求人に対する臨時的任用の審査も行われていないため、対象公文書は不存在とした実施機関の主張に特段の不合理な点は認められない。

したがって、開示請求に係る公文書が存在しないとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 その他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことからまとめると、対象公文書1および対象公文書2のうち本人に関する情報については非開示部分が条例第15条第6号の非開示情報に該当することを理由に一部開示とし、対象公文書3については不存在として一部開示決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------|-----------------------------|
| 平成29年 9月29日 | ・ 諮問書の受理 |
| 平成29年10月31日 | ・ 審議（第1回） |
| 平成29年11月30日 | ・ 審議（第2回） |
| 平成29年12月18日 | ・ 審査請求人からの意見聴取 ・ 審議（第3回） |
| 平成30年 1月22日 | ・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第4回） |
| 平成30年 3月19日 | ・ 審議（第5回） |
| 平成30年 4月23日 | ・ 審議（第6回） |
| 平成30年 5月28日 | ・ 審議（第7回） |
| 平成30年 6月29日 | ・ 答申 |

福井県個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|
| 稲 田 真 紀 | |
| 川 村 一 司 | 会長職務代理者 |
| 北 島 三 男 | |
| 清 水 和 邦 | 会 長 |
| 前 田 清 作 | |